

日本の母子家庭の現状と現在の問題点 当事者団体の視点から

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 赤石千衣子

はじめに

この論文では日本の母子家庭の現状をと直面する問題点について当事者団体の視点から述べていく。

私は1980年代から、非婚の母として母子家庭のグループで活動してきた。そのグループは当初「児童扶養手当の切り捨てを許さない連絡会」と言い、母子家庭の生活を支える児童扶養手当制度の改悪を反対して立ち上がったグループだったが、1990年代には相談も含めた生活の支援を行うようになり、しんぐるまざあず・ふぉーらむと名称を変え、母子家庭の母親と子どもたちが生きやすい社会をつくろうと、情報提供と相談活動、政策提言、調査研究などを行っている。

日本の母子家庭は120万世帯と言われ約8割が離婚によるものである。この10数年日本の不況によって就労状況が悪化し貧困にさらされる母子家庭が増加している。そうした状況の中で、財政逼迫を理由に政府は母子家庭に対する支援の中心だった児童扶養手当制度を改悪し就労支援を中心にすえようとしてきたため、私たちは抵抗してきた。しかし政策は一部を修正して実行され、経済的に困窮する母子家庭が増えている。この20年、母子家庭に対する社会的な偏見は減ってきたものの存在し、特に非婚の母子家庭に対する偏見は根強い。

こうした日本の母子家庭の現状と母子家庭が直面している問題とその将来を展望していきたい。

1、日本の母子家庭の現状

日本の母子世帯数は75万世帯(2004年国勢調査*注1)で平成18年全国母子世帯等調査によると母子世帯になった理由別の構成割合は死別9.7%、離婚79.7%、「未婚の母」*注2 6.7%となっており、離婚による母子世帯が8割を占めていることがわかる。

離婚件数はいったん1990年ごろ減ったがその後増加し、03年で約29万組が離婚、その後少し減少傾向にある。子どもがいる夫婦の離婚は約6割、そのうち約8割は母親が子どもを引き取っている。

離婚の理由は司法統計では性格の不一致、暴力、経済的問題などが多い。しかし当事者団体が受ける相談では圧倒的に借金や精神的暴力も含めた暴力による離婚が多い。2001年にDV防止法が制定されDVを自覚する人が増えてきたこともあるだろう。また日本経済の悪化によって夫がリストラされたり給与が減って多重債務に陥り離婚に至る人も増えている。

また非婚の母の割合は横ばいだが少し増えている。また全出生数における婚外子の出生率は2.03%となっており(2005年)、20年前の2倍に増えたが、各国と比較すると非常に低い。婚外子に対する法的・社会的差別が少し緩和されてきたとは言え根強いいため、婚外子を産む女性数は少ない。

母子家庭の母の平均年齢は39.4歳で子ども2人が多く、子ども以外の同居人がある家庭は32.5%で親と同居している母子家庭が多い。これは同居しないと暮らしていけない母子家庭が多いからだろう。

母子家庭の平均年収は213万円(手当、年金を含む)で全世帯の平均年収563.8万円の37%で4割以下、有子世帯の約3割と非常に少ない。

日本の母子家庭の母親の就労率は高い。84.5%が働いているが、就労収入は低い。

また住宅は大きな問題である。持ち家率が34.7%と低く、公営住宅や公団、借家に住む母子家庭は多く家賃負担が家計に占める割合が大きい。都市部では公営住宅に入るのも倍率が高い。

このように母子世帯の生活実態は厳しい。では具体的な暮らしを見てみよう。母子家庭は総じて低収入であるため、その家計はギリギリのところまで営まれている。2例を紹介しながら仕事、暮らし、子どもとの生活について見ていこう。

Oさんは東京都内に住む30代のシングルマザーである。現在、10歳、8歳、6歳の子どもがいる。夫の実家が自営業で借金が嵩み、夫名義の借金をつくられてやむなく離婚した。高校中退だったOさんは職業経験がほとんどなく、離婚後はすし屋で昼夜バイトをしながら医療事務の資格を取るために通信教育を受けた。保育園に迎えに行き、子どもを寝かせたあとまた夜のバイトに行くのだが、夜中に起きてしまった上の子ども(当時7歳)から、携帯電話に電話がかかってきて「ママ、どこにいるの?」と聞かれて「胸がしめつけられるような思いがした」という。寝不足もあり3か月で体を壊して通信教育も挫折した。その後生活保護を受けることができたので、働きながら生活保護を受けた。離婚後3年目でうつになり、フルタイムで働いていた仕事を辞め、商品発送のパートで時給800円で10時から4時まで働いている。子どもが喘息で入院することもあるため、就労収入は5、6万円。児童扶養手当が4万9720円、児童育成手当(東京都のひとり親家庭対象)40500円(1人13500円の3人分)、児童手当2万円と生活保護の約10万円程度でやりくりしている。夫は離婚後再婚したため養育費はゼロ。都営住宅で住宅費が3万円となってほっとしている。食費は約4万円。Oさんは「職業訓練をしたくてもできない」と言う。Oさんは離婚当初よりも生活は安定したとはいえ、離婚後3年たっても親子とも病気がちなOさんが就労だけで食べていけるめどはない。

子どもが大きい母子家庭の暮らしを紹介しよう。

Yさんはヘルパーステーションのサービス提供責任者として正社員で働いている40代のシングルマザー。4年前に離婚。子どもは高校3年と中学2年の男の子。調停を経て離婚、実家近くに転居。大卒後編集会社に勤めていて結婚後専業主婦になった。離婚直後はショックでなかなか前向きになれず無気力だったが、やっとホームヘルパー講座を受け、3級を取得。その後2級資格を取得、登録ヘルパーになった。2年後1級の資格を取得。現在の職を得た。月収は約20万円、児童扶養手当4万円、養育費が月5万円支払われている。ヘルパー講座は県の母子会などが主催するものを受講して資格を取得した。上の息子が不登校になっておりそのかわりが難しい。父の介護もある。離婚後は家賃が6万5000円のところに住んでいて負担が大きかったが市営住宅に入れて助かったという。Yさんは比較的安定したヘルパー職でステップアップしてきたといえる。それでも「長時間労働で、不登校の子どもにも手をかけてやれない。今後もケアマネジャーの資格を取りたいが勉強する時間がない」という(『母子家庭の仕事と暮らし』から)。

このように日本の母子家庭は増えているが、家賃も高く、仕事をしてもなかなか十分な就労収入を得られず、ぎりぎりのところで暮らしており、時間が経ってもあまり生活はよくなりません。

2、母子家庭のが直面している問題

【経済的な問題】

日本の母子家庭の母親の就労率は高いのにもかかわらず、なぜ就労収入が低いのだろう。その理由としては、一つは子育てと仕事を両立しようとするすると残業があって当然の正社員は無理

で、パートや派遣や契約社員となるので低賃金になりがちであること、いったん退職して専業主婦となり再就職するときの中高年の女性の待遇はパートが多く賃金が低いこと、そしてそもそも母子家庭の母の学歴が低く技能を身につけていないことなどがあるだろう。

また最近の 10 年間でパートや派遣の比率が高くなってきている。臨時・パートと派遣を合わせて 48.7%であり、9 年前と比較すると約 10 ポイント増加している。これは、日本の労働状況全般が労働者保護する規制を緩和し非正規社員・派遣社員を増加させてきたことと無縁ではない。このためにより不安定な雇用が増加しており、残業しないと会社にいられないなどの理由で子どもといっしょに過ごす時間は減る傾向にある。また母子家庭の母のダブルワークも増加してきている。

一方で養育費を支払っている父親は非常に少ない。面接交渉を行っている割合も低い。それは離婚後も父親としての責任があるという認識が薄いからかもしれない。養育費を現在ももらっている、と答えた母子家庭は 19.0%であり、養育費の取り決めをしている人が 38.8%となっている。取り決めをする人はわずかながら増えているが、不払いが半分近くとなっている。平均的な養育費の額は世帯で約 4 万 2000 円である。養育費の取り決めをする人が少なく、さらにもらっている人も少ないのは、日本の離婚の多くが協議離婚となっているため、養育費を取り決めずに離婚する人が多いこと、別れても父親に子どもの養育義務があるという意識がまだ社会に定着していないこと、取り決めても不払いがあった場合には強制的に取り立てる制度が不備なことなどがある。

また、夫からの暴力によって離婚したシングルマザーは、PTSDを抱えることも多く、なかなか仕事をすることもできない。現在は、シェルター経由であると生活保護を受けることは比較的容易ではあるが、シェルターは暴力から逃すだけで精一杯なのが実情で、その後の生活をフォローするような機関が必要だが放置されがちだ。暴力から抜け出したあとの生活が困窮することがわかっているとなかなか暴力から逃げ出すことをためらう女性も多い。

このように就労収入が低く、別れた父からの養育費も期待できないことが多いので、母子家庭等に支給される児童扶養手当によってなんとか生活しているのが日本の母子家庭の状況である。

しかし、予算が逼迫したため、日本政府は 2002 年から母子家庭支援の枠組みを変えようとした。

また母子家庭の母は老後も経済的に困窮しがちだ。年金制度についてはこの 3 年公的年金制度が片働き世帯を標準に設計され、離婚を前提としていなかったため、もっとも生別母子家庭が年金制度のはざままで不利益を被ってきた。専業主婦だった女性が離婚した場合、第 3 号被保険者であった結婚期間は基礎年金部分しかない。そして離婚後の就労も低賃金であるため、老齢年金は極めて低くなる。母子家庭の老後は貧困にならざるを得ない。07 年からの年金分割では夫との合意で年金分割ができるようになり、08 年からは 3 号分割が始まる。分割される額は配偶者の報酬比例部分（年金の 2 階建部分）のみなので分割額は多くはないが、母子家庭の老後の貧困を救うにはわずかだが効果があると思われる。

子どもたちの教育も問題が大きい。小学校と中学校の義務教育の間は低所得世帯向けの就学援助費が支給されるが、高校からの子どもに対する教育などの支援が薄い。日本はだんだん教育の平等原則がくずれ、裕福な家の子どもたちがよりよい教育を受ける傾向になりつつある。また母子家庭の母親が長時間働かざるをえない状況で、子どもたちと過ごす時間も少ししかない。塾などの費用を払えない母子家庭の子どもたちは高校受験でも不利だ。高校中退、不登校になる子どもも多い。そうした若者たちはその後の職業の幅も限られており、貧困に陥りやす

い。奨学金を利用して大学進学したとしても卒業後に多額の借金を抱えている若者がいる。

【母子家庭に対する支援と政策 最近の政策転換】

・児童扶養手当など

児童扶養手当は、生別母子家庭の生活を支える手当である。主に生別の母子家庭を対象に1962年に発足し、以来、額の改定や支給対象児童の年齢の延長、国籍条項の撤廃など制度の改善がおこなわれてきた。

1985年に大幅な見直しがあり、年金の補完から切り離し、手当額を所得による2段階制とし、都道府県の4分の1負担を導入した。また未婚の母を対象外とする案も検討されたが成立しなかった。当時全国の母子家庭の母親が集まり、請願署名、集会など行って要求した。これが私たちの運動が最初に盛り上がった時期である。

1998年には、所得制限を大幅に切り下げた。また児童扶養手当は婚外子が認知を受けている場合は停止となるのは婚外子差別だと訴訟を起していたことを受け、父からの認知後も支給されるように政令が改正された。また同居している親・きょうだいなどの扶養義務者の所得制限を大幅に下げたため、同居母子世帯が児童扶養手当の対象外となる例が急増した。

このように離婚が増え児童扶養手当の予算が増えるたびに、手当削減の圧力がかかってきた。

特に、2002年の母子家庭支援の政策変更は特に大きな制度変更だった。

これまでの現金給付中心の支援から就労支援を中心に生活支援、養育費確保の支援を行うとした。これは、1996年のアメリカの母子家庭に対する支援の制度変更を模倣したものだといわれている。

児童扶養手当については所得制限限度額と手当額の見直しが行われ、子ども一人の場合、年収130万円円で4万1720円、それ以上所得が1万円上がるごとに減額され、年収で365万円まで支給されることとなった。また、養育費も申告させ、8割を収入として認めその分手当額が減額されることとなった。この改訂の結果、手当が減額された母子家庭が半分弱だった。また手当は離婚直後の生活の激変に対処するものとし5年間支給後は削減するとされた。

母子家庭にとって、所得保障として児童扶養手当は大きな支えとなっており、平成18年末で受給世帯は約99万世帯となっており、不況と構造改革の影響で母子家庭の年収が減っているためか受給者数は増加している。

02年の児童扶養手当見直しに対して私たちは反対し続けた。就労支援を充実し効果があがってから手当減額をおこなうべきだと主張したが、阻止することはできなかった。

母子寡婦福祉法の改訂により、08年に手当額の5年受給後は半分までの減額ができることされたため、2006年から2007年に削減反対の運動を行った。貧困問題に取り組む広範なネットワークをつくり若者やホームレスの貧困問題などと同時に母子家庭の貧困問題を訴えて注目され、参議院選挙で与党は大敗北した。これを背景に国会・厚生労働省へのロビイングやメディアへの訴えによって削減は「事実上の凍結」に持ち込むことができた。これは選挙の結果を受けて野党だけでなく与党も高齢者、障害者、母子家庭の政策の一部修正せざるを得ないところに追い込まれたからだろう。受給5年からは就労証明あるいは求職証明、診断書などの提出が義務付けられることとなった。

一方、死別の母子家庭に対しては遺族基礎年金や遺族厚生年金が支払われ、児童扶養手当額よりもかなり金額も高いので死別母子家庭の平均年収は離別母子家庭に比べて高い。

・就労支援

児童扶養手当が削減される代わりに力をいれるとした就労支援の実際はどうだったのだろうか。

02年の母子家庭への支援政策が大きく変わり、それまでの経済支援(手当)中心の施策を変え、就労支援を中心に子育て生活支援、就労支援、養育費確保、手当給付でとされた。当事者団体は就労支援の実効性が上がってから手当減額をと訴えたがそうはならなかった。就労支援、生活支援などは都道府県と市町村で行われるものとなった。

具体的な就労支援のメニューとしては、自立支援教育訓練給付金制度(厚生労働省が認定した講座を受講すると修了後に受講料の4割が戻ってくる制度、ただし2007年10月からは2割)、高等技能訓練給付金(看護師や理学療法士など高等技能の訓練を受ける場合、最後の3分の1の期間月額で10万3000円給付する制度)、常用雇用転換奨励金(企業がパートで雇った母子家庭を常用雇用に変換した場合に30万円を給付)などである。また都道府県や政令指定都市・中核都市に母子就業自立支援センターを設置し、職業紹介と相談事業、講習会などを開いてきた。

また養育費取立てについても、養育費の算定表をつくり、強制執行制度の改正などがされた。

こうした施策は5年経って実績は上がっていない。就労支援は予算の58.0%しか利用されていない。これらの就労支援は母子家庭にとって使いにくいのだ。高等技能訓練促進費にしても、最初の年から援助があれば多くの母子家庭が受けられただろう。生活保障と就労支援はセットになっていなければ、とても使えない。

ほとんどの都道府県で母子就業自立支援センターは設置されているが、受託した団体の多くが死別母子家庭が中心の団体だ。また相談員が母子家庭の状況を理解していない労働相談のOBが多い。

国や自治体が母子家庭の母親の就業確保のために厚生労働省は非常勤職員に母子家庭を積極的に採用すると方針を取ったといわれているが応募しても不採用になった人が多い。また在宅就労に力をいれるとしたが、これも月3、4万円の収入にとどまり、母子家庭の就労状況を良くするとは思えない。

日本政府は就労支援に力をいれるとし求職活動をしないものには手当を支給しないとした。こうした就労を条件とした手当支給はアメリカの母子家庭支援を真似たものだと言われているが、日本の母子家庭は就労率も高く、アメリカの母子家庭の状況はまったく違うので、施策に意味があるのか疑問視されている。

私たちしんぐるまざあず・ふぉーらむが行ったアンケート調査でも「就労支援は絵に描いた餅だ」という声があり、その存在すら知らない人が半分以上だった。

・生活保護制度

最後の生活保障、セーフティネットといわれる生活保護制度。母子家庭のうち約10%が生活保護受給世帯を受給している。このうち半数が就労しながらの受給だ。生活保護の基準は、比較的高く、子ども2人がいる母子家庭の場合、生活扶助、住宅扶助や教育扶助などの費目すべて加えると20数万円になる。しかし一方、生活保護基準以下で暮らす生活保護を受けずにいる母子家庭が多い。筆者の推測では母子家庭のうち約7、8割は生活保護基準以下の収入で受給せずに働いていると思われる。これは、生活保護受給者に対するスティグマが強いこと、生活保護申請拒否(別名「水際作戦」)がまんえんしていること、車などの所持が認められていないことなどが理由として考えられる。

たとえば、生活保護を申請に行っても、書類が足りないから出直して来いというとか、制度の説明を延々として申請書を出してもこないなど、さまざまに申請させないようにしている。おそらく、日本の生活保護の受けにくさ、そのための補足率の低さ（推定で15%）は先進国で類をみないものだろう。

さらに生活保護制度は近年改悪されてきた。2005年から15歳以上の子どもがいる世帯の母子加算が段階的に廃止となり、そして2007年4月から、中学生以下の子どもがいる世帯の母子加算（1級地で23100円）が廃止され、代わりに就労促進費を支給（母子加算の半額以下）している。背景には、不況と雇用の流動化で生活保護受給者の急増がある。また、「生活保護を受けずに働いている母子家庭の年収のほうが低いのでは公平が保てない」という。しかし、それならば申請拒否をせずに生活保護費の受給の間口をまず広げるべきだろう。貧困にさらされている人々同士の対立をあおる形でパッシングが行われる。すでに申請拒否や辞退強制による餓死事件も起こっている。生活扶助基準そのものの切り下げも検討されていることが危惧される。

【社会的な偏見】

母子家庭に対する社会的な偏見は、だんだんに弱まり、片親、欠損家庭など、母子家庭を欠けている存在だとみなす風潮は少しずつ減ってきた。1990年代に「バツイチ」（離婚すると戸籍に大きく×（バツ）が書かれるため離婚した人のことを指す）という軽い言い方がはやったのもその一例だ。世論調査で結婚がうまくいかないときには離婚してもいいと答える人は半数を超えている。しかし都市と農村地域では意識に差がある。離婚後都市部に母子家庭が出てくるのは、職があるからだけでなく、母子家庭に対する偏見の少ない都市を選んでいるからだ。

ではシングルマザー自身の意識はどうだろうか。さまざまな意識の揺れの中でのことではあるが、離婚し母子家庭となったことに対し、肯定的な捉え方をする人は増えていると感じる。

それでも偏見がある中で職場や学校でセクシュアルハラスメントに遭うことは多い。

結婚しないで子どもを産むという選択に対しては日本ではお偏見が強い。日本では婚外子差別が戸籍上も民法の法定相続分においても厳然とあるため、社会的な差別もなくなる。民法では法定相続分が婚外子は婚内子の2分の1とされている。出生届で婚外子は「嫡出でない子」という欄にチェックすることを求められ、戸籍がない国では考えられないかもしれないが、以前は戸籍の続柄欄に「長女・次男」（婚内子）、「女、男」（婚外子）と表記され、公開されている家族登録に差別表記があった（2004年以降はすべて「長女・次男に統一された）。児童扶養手当も父から認知されるだけで手当が停止となっていた。このように家父長的な差別が制度的にもある。また非婚のシングルマザーは離婚よりもさらに社会的差別もきつく、収入も低く、親族からも排除されやすい。税制でも差別がある。手当受給のときに、子どもとの父親との交際や妊娠の経緯などを質問されたり書かせられるなど、さまざまな場でプライバシーの侵害を受けやすい。だが非婚の母や婚外子が表に現れ、裁判に訴えることが相次いだため、制度改正が行われてきた。非婚の母に対する差別意識にもやや改善が感じられる。しかし婚外子や非婚の母に対する差別の実態については、まだ調査も行われていない状況である。

3、終わりに これからの展望

日本の母子家庭は、就労率が高いが収入が低いワーキングプアであること、近年の経済の悪化によって非正規労働化が進み年収が下がったと同時に、児童扶養手当などの支援が財政逼迫によって削減され、代わって就労支援が行われるようになったがその実効性は薄いと報告した。

また、社会的な差別も根強く、貧困が次世代の教育に影響を与えている。

2008年からの児童扶養手当の削減に関してはほぼ現状を維持することができたことは喜ばしい。しかし、就労状況については依然として厳しい状況が続くだろう。日本の景気はよくなっているが、大企業は人件費を抑え続けており、母子家庭が雇用されるような中小企業にはなかなか波及しない。

こうした中で母子家庭に対する支援ではいくつかの展望がある。現金給付としての児童扶養手当については社会保障費の削減を毎年行っていくという政府の方針がある限りさきゆきは不透明だ。父子家庭を対象としていない施策が多いのだが、本来児童扶養手当はひとり親対象にすべきだろう。また母子家庭に限定しない児童手当を拡充し、ひとり親加算をつけていくということも検討する価値はある。また、困窮世帯全般に住宅費の援助などを行っていくのも大きな支援となりうる。

また養育費の取立てについても払わない父親への罰則規定や立替払い制度への要望も根強い。また別れたあとの子どもと父親の交流に関しても、一気に共同親権制度ができないにしても、面接交流の社会的なルールや支援が求められている。

また、国や自治体が、母子家庭支援を委託するときに、古くからある保守的な当事者団体だけでなく、新しい当事者団体へも事業を委託し、委託を複線化することがこうした施策を効果のあるものにするためにも必要だ。

さきほども触れたように2007年から日本国内の貧困問題を告発するネットワークが労働組合、障害者、母子家庭、困窮者、ホームレスなどさまざまな団体をつなげて成立し、その動きが全国に波及し、政府と与党にも一定の影響を与えていることは、明るい変化の兆しとして感じられる。

*注1 『平成15年度全国母子世帯等調査結果報告』では、全国の母子世帯数は122万5400世帯という推計値が発表されているが、『平成18年度全国母子世帯等調査報告』では全国母子世帯数の推計値は発表されなかった。厚生労働省によるとこの調査での推計には無理があると判断したためだという。このため厚生労働省は国勢調査によって単独母子世帯（親族などとの同居がない）の75万世帯を公表することとしたという。同居率を勘案すると同居母子世帯を含めれば約120万世帯となる。

*注2 日本では「未婚の母」と言う言葉は「まだ結婚していない母」＝「結婚すべきなのに結婚していない母」というニュアンスがあるため、「非婚の母」という言葉をあえて使っている。

参考文献

『平成18年度全国母子世帯等調査報告』、『平成15年度全国母子世帯等調査結果報告』
財団法人 家計経済研究所編『ワンペアレントファミリー（離別母子世帯）に関する6カ国調査』

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 02年『母子家庭の仕事と暮らし』

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 03年『母子家庭の子どもたち』

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 04年『養育費をもらいましょう』

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 『別れた父と子どもたち』

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 『母子家庭の仕事と暮らし2』

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 『母子家庭の年金加入調査実態報告書』

Ezawa, Aya, and Chisa Fujiwara. 2005. "Lone Mothers and Welfare-to- Work Policies in Japan and the United States: Toward an Alternative Perspective." *Journal of Sociology and Social Welfare* 32:41-63.

シングルマザーと子どものための安心生活のために

雇用の危機時代のシングルマザーのための包括的政策提案素案

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

09年3月 赤石千衣子 草稿

未曾有の雇用危機が日本を襲っており、派遣切りや雇い止めなどが注目されているが、シングルマザーと子どもたちは雇用悪化の影響をもっとも深刻に受けると思われる。2003年からシングルマザーへの支援は大きく方向転換し、児童扶養手当の削減と引き換えに各自治体による就労支援が行われるようになったが、その「使い勝手の悪さ」から就労支援を利用するシングルマザーがそれほど増えていない。母子就業自立支援センターでの職業紹介がそもそも少なく、就職できたとしても、非正規が多く、就労収入を上げて生活を安定させる、という当初の目的にははるかに及ばない状況が続いている。更なる不況により求職は減っており、シングルマザーの支援について、就労支援を軸にする政策を再検討する時期に来ていると思われる。またマザーズハローワーク、就業自立支援センター、市区の母子福祉担当（児童扶養手当等）と3つの場所で、さらに女性センターを加えれば4つの場所でそれぞれの母子支援が行われているが、利用者にとっては非常に煩雑であり、これをワンストップで支援が受けられるように変えていくことが必要と思われる。また児童扶養手当の制度が5年間受給あるいは7年経過後に一部支給停止措置が行なわれるようになったが、この措置の適用除外手続きも煩雑なままである。国はシングルマザー支援の基本方針検討会の見直しをそのままにしている現状であるがこれからの母子世帯の施策の基本的な方針を立てる時期にある。私たちは、シングルマザーの当事者団体として、包括的な支援のイメージを描く必要性があると考え、ここに提案する。

児童扶養手当・生活保護・税

- 児童扶養手当の制度の保持と改善** 母子世帯に対する所得保障は必要である。現在のところ、児童扶養手当がそれを担っており、その存在意義は増えこそすれ減ることではない。また、困窮する父子世帯に対しても同様に支給すべきである。ただし、児童扶養手当に代わる、包括的な子ども支援とひとり親・特に母子世帯の困難を加味した所得保障を今後検討していくことについては、前向きに支持したい。
有期制の廃止等 5年間受給後の一部支給停止適用除外による継続支給手続きについては、政令措置のままになっているが、本来に戻すため、児童扶養手当法第13条の2を改正し、5年間で半額を限度の支給停止条項を廃止すること。さらに14条の4（正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき）を改正・削除すること。
加算額の増額 2人の場合の加算5000円、3人以上の場合の加算（さらに3000円）は、あまりにも少額である。1万円以上に増額すべきである。
父子世帯を対象に すでに自治体などで独自措置が行なわれるようになっているが、同じ所得制限以下の父子家庭も対象とする手当とすること。
中学生以上の子どもへの加算を 中学生以上の子どもの食費・衣料費・教育費の負担が二重就労等無理な就労を生んでおり、親子の接触時間の減少などさまざまな問題

を生んでいる。この時期の子どもの育ちを応援する加算を検討すること。

人権に配慮した運用面の改善 不正受給をなくそうとするあまり、プライバシーの侵害となる調書、離婚後の面接交渉を阻害するような調査、非婚の母への差別的な対応、遺棄状態のときに父からのメール、手紙、電話一本でも支給停止となり、DV防止法では被害として保護命令の対象として認定されるものが、児童扶養手当法では受給者の受給権喪失につながる運用がある。こうした点で他の法律との整合性をつけ、対応を改善すること。

- 2、 **生活保護の母子加算の復活** 生活保護の母子加算の廃止を中止し、母子加算を復活すること。廃止の根拠について、生活保護を受給していない家庭がより低い水準で生活していることにおいているが、生活保護を受給していないシングルマザーの暮らしを人間らしい暮らしとするには無理がありすぎる。就労時間も長く、一歩間違えれば親も子どもも病気や子どもの不調を招くものであり、生存権を保障しているものとは言えない。また子どもの育ちを応援するためには教育費についても特別の配慮（塾代等）が必要である。
- 3、 **別居時の児童手当等の運用** 別居時の児童手当等が、非監護親に支給され、本来の子どもの福祉に活用されていないケースが非常に多い。別居が調停が長引く場合には2年、3年となる場合もあるため、困難は大きい。別居の事実を確認した場合、子どもの居住地の児童手当係から父の居住地の児童手当係と連絡をとり、取り下げ措置を行い、子どもの監護親に速やかに支給されるような取り扱いを指導すること。その他の施策についても、別居時の対応について、洗い直すこと。
- 4、 **効果的な親身になった自立支援プログラム策定** 「働け働けしか言われなかった」「怖かった」という自立支援プログラムではなく、その人の履歴（DV被害からの回復過程も含め）・希望・性格・子どもの年齢・体調に合った長期の一步一步の自立支援プログラム策定のための研修。支援員へのノルマ制は逆効果にしかならないので廃止すること。
- 5、 **児童手当へのひとり親加算を** 児童手当の抜本的な制度改正の際にはひとり親加算をつけるようにすること。児童扶養手当と併給になるのかなど、課題は大きく、慎重な検討が必要である。
- 6、 **給付付き税額控除の創設の検討** 各国で低所得世帯に適用されている、給付付き税額控除については、将来的には検討課題とする。ひとり親、母子だけを対象とするのではなく、広く子育て世帯を対象にすることは母子へのさまざまなスティグマを払拭し、子どもへの援助を行なうという点では意義があると考え。その給付額など
- 7、 **寡婦控除をひとり親控除に** 現在非婚の母・父に適用されていない 寡婦（父）控除をひとり親控除とし、非婚の母・父も対象とし、子どもを扶養しているときの控除とすること

雇用対策・職業訓練・労働法の改正

- 1、 **生活保障とセットになった職業訓練枠の大幅な拡大** 高等技術専門校の募集定員の増員と、母子家庭になって3年以内の訓練手当付きの訓練枠の拡大など、あらゆる機関を使って、生活保障付きの職業訓練枠を拡大する。このときには産業構造と母子世帯の母の就労条件を熟慮した職業訓練を考えること。（不況期こそ、職業訓練のチャンスととらえ、産業構造にあった訓練を生活保障とともにやることで不況から脱したときに社会を支える人を養成することもできるはず。例えば保育所待機児童の激増は、保育士養成を行なうチャンスとしても考えうる）
- 2、 **県、政令市の母子就業自立支援センターの母子福祉、マザーズハローワークの統合** 母子就業自立支援センターとマザーズハローワークは統合し、ここに母子世帯の母向けのキャリアカウンセラーを配置し、無料講習会などを行なうなど、ワンストップ化を進めること。あるいは母子福祉担当との統合も検討する。
- 3、 **高等技能訓練促進費の改善** （2年以上の看護師、保育士、理学療法士、介護福祉士等の高等技能の修学する場合、最後の3分の1期間（09年度は2分の1期間）、10万3000円の支給）を、最初の期間から10万3000円の半額支給を行なうこと。鍼灸師、税理士、社会保険労務士、司法書士、弁護士などへの資格の拡大。
- 4、 **介護労働者の報酬の値上げ** ヘルパー2級の講習会などを全国的に行なっているが、シングルマザーの就労として進められてきたが報酬は低い。介護報酬を上げ、訪問介護の移動時間も報酬を払うように改正する。
- 5、 **中卒・高校中退の母子世帯の母の高校卒業資格取得のための支援** 高卒の資格のない、母子世帯の母への支援は特別に必要である。生活保護受給し高校を卒業、あるいは塾費用の支援などが必要である。
- 6、 **労働者派遣法の抜本改正** 登録型派遣の原則廃止。日雇い派遣の失業補償を。
- 7、 **正規雇用を増やす施策を** 母子世帯の母の正規雇用の率は半分を割り、約4割が非正規で働いている。正規雇用になれない限り、子どもの年齢・育ちに応じた生活費・教育費の増額を就労収入でまかなうことは困難である。母子世帯の正規雇用をどう増やすのか、知恵をしばるべきである。
- 8、 **社会保険の利用を** 母子世帯の母の雇用保険加入率は56.3%、健康保険に加入していない6.5%、公的年金に加入していない17.5%。こうした公的な保険への加入漏れがないようにすべき。

母子世帯の母の就労を応援する保育施策を

- 1、 **保育需要の急増に対応するような保育の拡大** 母子世帯の子どもであっても保育

- 園に入園できなくなるような例が増えているが、保育園の増設など緊急の対策を行なうこと
- 2、 **病児保育・病後児保育の安全の確保と拡大**（病後児保育で病気をもらうことのないような安全対策）
 - 3、 **ベビーシッター制度利用補助**（病児・病後児保育の空き、ひとり親ホームヘルパーが利用できないときの民間ベビーシッターを利用した際の補助を行なう。）
 - 4、 **ひとり親ホームヘルパー制度の拡大** 就労当初に子どもが熱を出し職場を休まざるを得なくなり、就労継続の危機となる例が多い。就労当初に子どもになれたヘルパーが派遣されるような制度をつくるなどの対策を
 - 5、 家庭福祉員（保育ママ）制度の活用

母子世帯の住宅の保障を

- 1、 公営住宅の増設と母子世帯の入所枠の拡大を
- 2、 母子生活支援施設の施設入所者への対応の改善
- 3、 母子世帯への民間賃貸住宅に関する家賃保障を

養育費の支払い確保の制度を

- 1、 養育費の支払い確保に向けた横断的な検討会 養育費の給与天引き制度、養育費支払い義務者の追跡システム、養育費の建て替え払い制度、などの検討を行なう検討会の設置。当事者の参加を保障すること

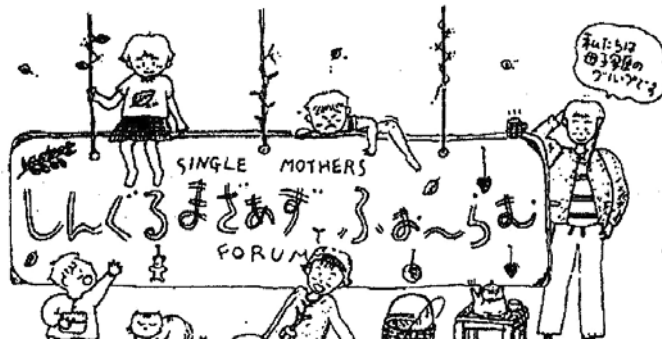
自助活動への支援の拡大

- 1、 シングルマザーの自助活動への援助 効果の大きいシングルマザーへの自助活動を行う団体への助成を。特にDV被害者のセルフヘルプ活動、ファシリテーター養成
- 2、 シングルマザー講演会と相談会を自治体に義務付け

母子世帯など困窮する家庭に育つ子どもの教育支援を

- 1、 就学援助金制度の利用の徹底と偏見のない申込方法を徹底すること
- 2、 学童クラブの増員と4年生までの入所措置
- 3、 高校授業料の免除の拡大
- 4、 大学授業料の免除・貸付金・奨学金の拡大と保証人問題
- 5、 中学3年の塾費用の貸与の全国へ拡大
- 6、 不登校、困難を抱える子どもへの手厚い支援

あなたはひとりではありません。
ここにはたくさんのすてきなシングルマザーがいます。



NPO法人
しんぐるまざあず・
ふおーらむの
ご案内

しんぐるまざあず・ふおーらむは

シングルマザーが子どもといっしょにいきいき楽しく生きられるように、情報を提供したり、交流の場をつくったり、調査・提言したり、行政にはたらきかけたりしています。

- ミーティング
仕事のこと、子どものこと、さまざまなお話をします。
子どもたちもかたわらでボランティアさんたちと遊んでいます。
- ニュースレター
年に4回発行。3月、6月、9月、12月の第3日曜日の午後みんなでおしゃべりしながら手作業で発送。
活動の報告や、行政サービスの動向、家計簿の公開、保育園・学校のこと、会員のエッセイ、ほっと一息コーナー、いろいろな情報満載です。A4版16ページ。楽しいマンガもあります。



入会方法

郵便振替か銀行振込みで送金してください。
※「入会」と明記してください。

年会費 3,000円 (4月1日～3月31日迄、
途中入会の場合は記載します)

郵便振込 00170-4-152781
NPO法人 しんぐるまざあず・ふおーらむ

銀行振込 みずほ銀行 池袋支店 普通口座
1064503

口座名 特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふおーらむ
※振込み後、お名前、住所・連絡先をFAXか、Eメールで
送信してください。

賛助会員 (個人・法人) 募集中!
(1口5,000円～)

賛助会員になって活動を支援してください。
保育・事務ボランティア随時募集!

NPO法人しんぐるまざあず・ふおーらむ

Eメール single-m@mail.big.or.jp

<http://www7.big.or.jp/~single-m/>

ブログ <http://single-m.at.webry.info/>

〒171-0051 豊島区长崎 5-1-31-819 豊島ハイツ

/fax03-5995-3711 (毎週土曜日 18時から 23時) 4月27日から 03-3263-1519

横浜市男女共同参画センターをはじめ、都内各地でシングルマザー相談会を開催中(お問い合わせを)

【これまでの活動】

1980年 発足(児童扶養手当の切捨てを許さない連絡会)

1985年 児童扶養手当の削減を一部ストップ!その後 高校修了までに延長

1986年 生活保護問題で発言

1993年 非婚の母の会をつくる

1998年 認知による支給制限を撤廃

2002年 児童扶養手当の5年後廃止を半額削減にストップ

2003年から仕事とくらし、子どもたちのインタビュー、養育費を支払うお父さんの調査、そのほか多数の調査研究を行っています

2007年 反貧困ネット立ち上げに参加。児童扶養手当の5年後半額削減を事実上の凍結に!

2008年 女性と貧困ネットにかかわる